

## 大仙市入札参加有資格者の等級格付等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱第9条に規定する等級格付について必要な事項を定めるものとする。

(建設業者の等級格付の基準)

第2条 建設業者の等級格付は、秋田県の等級格付を参考にし、市内業者及び準市内業者（別に定める認定基準を満たす者）について行うものとする。ただし、大仙市外に本社を置く者にあつては、別表第1で定める有資格技術者の保有基準を市内に設置する支店又は営業所（以下「市内営業所」という。）毎に確認の上等級格付するものとする。

2 水道施設工事の格付は、前項の規定によるほか、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定を受けた大仙市指定給水装置工事事業者で、かつ、次に掲げる者をすべて保有する市内業者及び準市内業者をAに格付する。

- (1) 給水装置工事主任技術者
- (2) 給水装置工事配管技能者
- (3) 一般継手配水管技能者
- (4) 耐震継手配水管技能者

3 解体工事の格付は、次の各号のすべての要件を満たす市内業者及び準市内業者をAに格付する。

- (1) 解体工事業の建設業許可を受けている者
- (2) 自社又は大仙市内に本社を有する会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び同法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けている者
- (3) 解体工事施工技士を2名以上保有している者

(建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿（市内）への登載)

第3条 建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿（市内）（以下「名簿」という。）への登載は、秋田県の入札参加資格者名簿を参考にし、市内業者及び準市内業者について行うものとし、業務区分に応じて次の各号のとおりとする。なお、市内業者及び準市内業者の定義については、前条の規定について準用する。

- (1) 測量業者については、市内営業所に常勤する測量士または測量士補3名（うち測量士2名以上）以上を有する者
- (2) 土木関係建設コンサルタント業者については、市内営業所に常勤する測量士ま

たは測量士補6名（うち測量士4名以上）以上を有する者のうち、市内営業所に常勤する次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する者

ア 技術士

イ 技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定された技術者

ウ RCCM（RCCM 資格試験に合格した者を含む）

エ 農業土木技術管理士

オ 実務経験を有する者（コンサルタント会社に12年以上在籍し、4年以上の実務経験を確認できる者）

(3) 補償コンサルタント業者の格付は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）により、複数部門の登録を受けている者

(4) 地質調査業者の格付は、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）による登録を受けている者

（等級格付の基準の確認）

第4条 前2条に規定する等級格付に係る有資格技術者数等の確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 建設業者の等級格付基準の確認は、毎年5月1日を基準日として行うものとする。

(2) 建設コンサルタント業務等の有資格技術者数等の確認は、業務の発注ごとに行うものとする。

2 前項における有資格技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。この場合において、恒常的な雇用関係とは、前項に定める基準日時点で、継続して3箇月以上の雇用関係を有するものとする。

附 則

この基準は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成17年8月12日から施行する。

（経過措置）

2 この運用基準の施行の日の前日までに実施された行為は、この運用基準による改正前の等級格付及び指名の基準に関する運用基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表第1(第2条関係)

## 大仙市等級格付に係る有資格技術者の資格コード及び保有基準数

工種	保有資格区分及び資格コード	等級	有資格技術者保有基準 ( )内はうち1級の人数
一般土木	1級土木施工管理技士	113	A 10名(4名)以上
	2級土木施工管理技士(土木)	214	B 5名(1名)以上
			214
法面	のり面施工管理技術者	117	A 1名以上
建築一式	一級建築士	137	A 10名(4名)以上
	二級建築士	238	B 5名(1名)以上
	1級建築施工管理技士	120	
	2級建築施工管理技士(建築)	221	C 3名以上
電気	1級電気工事施工管理技士	127	A 6名(2名)以上 ※1 電気主任技術者は1級扱いとする。
	2級電気工事施工管理技士	228	
	電気主任技術者※1	258	
	第1種電気工事士	155	B 3名以上
	第2種電気工事士	256	
給排水暖冷房 衛生設備	1級管工事施工管理技士	129	A 6名(2名)以上
	2級管工事施工管理技士	230	B 3名以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士	113	A 4名以上(2名以上)
	一級建築士	137	
	1級建築施工管理技士	120	B 3名以上
	2級建築施工管理技士(躯体)	222	
舗装	1級土木施工管理技士	113	A 10名以上 (1級土木4名以上) (舗装2名以上(1級1名以上))
	2級土木施工管理技士(土木)	214	
	1級舗装施工管理技術者※2	131	B 5名以上 (1級土木1名以上) (舗装1名以上)
	2級舗装施工管理技術者※2	232	
一般塗装	1級土木施工管理技士	113	A 5名(2名)以上
	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	215	
	1級建築施工管理技士	120	
	2級建築施工管理技士(仕上げ)	223	B 3名以上
	1級塗装技能士(建築塗装または鋼橋塗装)	189	
2級塗装技能士(建築塗装または鋼橋塗装)	289		
路面標示	路面標示施工技能士	167	A 2名以上
機械器具設置	建設業法第7条第2号イ該当	001	A 1名以上
	建設業法第7条第2号ロ該当	002	
電気通信	電気通信主任技術者	259	A 1名以上
	建設業法第7条第2号イ該当	001	
	建設業法第7条第2号ロ該当	002	
造園	1級造園施工管理技士	133	A 5名(2名)以上
	2級造園施工管理技士	234	B 3名以上
さく井	1級さく井技能士	198	A 1名以上
	2級さく井技能士	298	
	地すべり防止工事士	161	
水道施設	給水装置工事主任技術者	265	A 全ての有資格技術者について1名以上
	給水装置工事配管技能者	217	
	一般継手配水管技能者	218	
	耐震継手配水管技能者	219	

各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者要件に合致する技術士がいる場合は1級扱いとする。

※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算してもかまわない。